

2020年12月21日  
連続講座—COVID-19と国際人権—  
第4回「パンデミックとビジネスと人権」

—はじめに—

2020年度の連続講座は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に起因する人権課題に焦点を当て、公衆衛生と基本的人権とがせめぎあう場面につき、国際人権の観点から現在の課題と今後のあるべき取組について、議論しています。

連続講座の第4回では、「パンデミックとビジネスと人権」と題し、企業と行政が連携して災害・防災対策を進める事例、COVID-19の課題解決に向けて活動する起業家に投資する事例（社会的インパクト投資）、企業とNGOが連携して児童労働の根絶を目指して活動する事例など、企業による社会の課題解決に向けた最新の動きを知り、さらに社会全体でこのような企業を後押しするための制度設計について考えます。

## 1 「パンデミックとビジネスと人権」

小野田 峻 弁護士（東京弁護士会）

### (1) 東日本大震災の教訓と新型コロナウイルス感染症

小野田氏は、社会起業家向けシェアオフィスを併設した法律事務所を運営し、社会起業家の活動に伴走されています。同シェアオフィスには、官民共創のためのシビックテックや介護、エンタメ等の領域の社会課題に向き合う多様な団体20社が入居し、活動を行っています。

小野田氏によれば、東日本大震災において浮き彫りになった課題としては、スフィア・スタンダードのような人道支援におけるスタンダードの適用とジェンダー配慮や、被災者支援に関する手法（特に避難所マネジメント）、平時の法・組織体系を適用することの限界と人道支援及び早期復興期における柔軟な行政ルール適用などといった点（これらは「東日本大震災と国際人道支援研究会」の提言書においても言及されている）に不備があり、まさにこれらの課題は、自身の被災地での修習やその後の被災地支援における実感とも一致するとした上で、新型コロナウイルスに起因するパンデミックへの対応においても、依然として同種の課題が生じているとし、特に、目に見えないリスクとどう向き合うか（個々人が抱えるリスクや不安をどう寄り添うか）、専門家と非専門家の架け橋（誤解と矛盾と意思込みとどう向き合うか）、制度や仕組みの改善プロセスをどう構築するか（失敗を生かす社会をどう構築するか）といった点への平時の準備や仕組み作り等が不十分であったと指

摘します。

## (2) ソーシャルビジネスとは

小野田氏は、ソーシャルビジネスを「人とはこういうものという現実と願いの現実化（創造力）の止揚」であり、すなわちそれは「人の限界を押し広げること」であると定義します。その上でさらに、「人の限界を押し広げること」の難しさを、「人の習慣の力と社会の形状記憶の力は強く、その力からいかに自由になるかと同時に、その力をどのように活用するか、その両立の先に現状の外側にある未来がある」と表現します。

ソーシャルビジネスの成功例としては、一般社団法人防災ガール代表理事・田中美咲氏（防災）が世界の女性社会起業家 22 人に選出されたことや、株式会社 Join for Kaigo（現：株式会社 Blanket）代表取締役・秋本可愛氏（介護）やシビックテックを推進する一般社団法人 Code for Japan などの社会起業家の取組が多様なコミュニティ創出のきっかけとなり、社会的にも注目を集めているなどの例が挙げられました。

また、シェアオフィスに入居している NPO が立ち上げた「ポスト申請主義を考える」という活動が先進的な自治体の優良な DX 事例を紹介・議論するイベントであるジャパン・ガバテック・アワードというイベント開催へとつながったことや、同イベントにおいて、広島市や千葉市などにおける官民連携の取組が広く紹介されたという例も挙げられました。

さらに、コロナ後の新しい取組として、一般社団法人 i.club が展開している、完全オンラインで全国各地に冒険に行ったような感覚で学びの機会を得ることができる「innovation GO」というプログラムなども報告されました。

## (3) ソーシャルビジネスにおける弁護士の役割

小野田氏は、ソーシャルビジネスにおける弁護士の役割の一例として、①現場と法制度との間の乖離の調整、②社会課題や立法事実の可視化、③社会改善のツールとしての弁護士、④当たり前を変えていく際のダメージコントロールやリスクマネジメント、⑤全体最適のための仕組みづくりや評価基準づくりという点を挙げます。

具体例として、①については、心停止の発生場面で、位置情報、映像、音声チャットで現場の情報を周囲の AED 設置施設や医療資格者等に共有可能な 119 番通報アプリ「Coaido119 アプリ」の展開において、小野田氏が、医師法や同法に関する通達とアプリの規約との間の相違点の調整や、豊島区での実証実験に際しての豊島区との協定締結のサポートを行ったほか、大手企業や J リーグ関連団体など複数団体間のリスクヘッジのために一般社団法人を別途設立したなどの事例が紹介されました。

また、②や③については、日本財団や前記の防災ガールが津波防災のソフ

ト面対策の拡充を訴える活動をしていく中で明らかとなった、津波情報を視覚的に伝達する標識を各自治体が独自に設置することが制限されていると解される気象業務法と同法規則の齟齬について、小野田氏が、気象庁との情報交換にとどまらず、弁護士会を介したロビーイングにより実際の改正に繋げた活動などが報告されました。

## 2 「社会的投資から考えるパンデミックとビジネスと人権」

機能 聡子 氏 (ARUN 合同会社代表)

### (1) ARUN の取組

2009 年に発足した ARUN 合同会社 (以下「ARUN」といいます。) は、カンボジアで夜明けという意味を有します。

ARUN のビジョンは、地球上のどこに生まれた人もひとりひとりの才能を発揮できる社会。途上国の人々のエンパワーメントと機会の創出、参加型の社会的投資プラットフォームの構築を目指して活動しています。

ARUN では、事業性と社会性の両方の観点から投資判断を行っており、特に起業家の社会的価値創出へのコミットメントを重視しています。

### (2) 社会的投資とは何か

#### ア 社会的投資

SDGs 達成のためには年間 2 兆 5000 億ドルの資金ギャップがあり、民間の力が必要です。

ESG 投資とは、企業の価値を財務情報だけでなく、非財務情報である環境、社会、ガバナンスも考慮して判断する投資です。

また、インパクト投資とは、社会的インパクトと経済的リターンを同時に追求する投資、すなわち財務的リターンと並行して、ポジティブで測定可能な社会的および環境的インパクトを生み出すことを意図して行なう投資です。より積極的に、社会的インパクトの創出と、それを測定することが求められることから、SDGs の観点からも注目が高まっています。

インパクト投資の対象分野としては、エネルギー、マイクロファイナンス、金融 (マイクロファイナンス以外)、農業、水・衛生等、基礎的なサービスへの投資が多くなっています。

また、インパクト投資機関は、約 6 割が北米、約 2 割が欧州と、欧米に本社を置く組織が多くなっています。

世界で行われているインパクト投資の規模は、1340 機関、5020 億ドルと推測され、年々拡大しています。日本におけるインパクト投資残高は、4480 億円とまだ小さいですが、今後さらに成長していくでしょう。

#### イ 社会的投資の具体例

社会的投資の事例として、インドの酪農 IoT 事業をご紹介します。酪農大国であるインドにおいては、小規模酪農農家が多数存在しています。彼らの多くは零細農家で、生産性も低く、数頭の牛から搾乳した生乳を近隣の仲買人に販売するという非組織的な流通経路が全体の6～7割を占めています。また、農民にとって副収入とはいえ、生計維持の観点からも酪農収入は重要です。生乳のサプライチェーンを改善することにより、酪農セクター全体の生産性の向上をはかると共に、零細農家の生活向上に寄与している事業です。

具体的には、生乳のサプライチェーンのうち、農家から加工工場までの生産、流通、冷却の各場面において IoT 技術を活用したデバイスを提供しています。これにより、乳業事業者は製品の質と量をモニターし、コントロールすることが可能となります。また、品質を確保することで、適正な価格での取引が可能となります。

従前、酪農家への支払いが滞ったり、支払金額がごまかされるといった事例が生じていましたが、取引が透明化することでそのような事態を防止することができ、農家にとってもメリットがあります。

また、従前は量を増やすため酪農家が水をまぜるといったこともありましたが、そのような事態も生じなくなり、品質とトレーサビリティが向上することで、乳業事業者や消費者にとってもメリットがあります。

現在では、200万世帯の酪農家がプラットフォームに登録しています。

### (3) コロナ禍とビジネスと人権

特定非営利活動法人 ARUN Seed では、ソーシャルビジネスコンペティションとクラウドファンディングを組み合わせることによって、革新的なビジネスを通じて社会課題の解決を目指す社会起業家を発掘し、支援していくムーブメントを起こそうとしています。また社会的投資への幅広い参加の場作りにも力をいれています。

2020年は、コロナ禍により影響を受ける、女性、子ども、難民の課題解決をテーマにビジネスコンペティション、CSI チャレンジを実施し、世界26カ国、104社から応募がありました。集まったビジネスの特徴としては、①ミッションをベースにした事業、②対象は社会的に弱い立場に置かれている人、③巨大なマーケット、④ビジネスモデルのイノベーション、⑤社会的インパクトが挙げられます。

社会的投資から見た日本の課題としては、1) ビジネスモデルから考えるのか、人権から考えるのか、という起点の違い、2) 社会的価値に基づく新たな市場の形成と、新たな文化の創造、3) どこまで「日本」にこだわるのか(クロスボーダーのインパクト投資への資金循環を難しくする規制やビ

ジネス慣習など) 等が挙げられます。

### 3 「新型コロナウイルス感染拡大による児童労働増加のリスクへの対応アプローチ」

太田 まさこ 氏 (特定非営利活動法人 ACE アドボカシー事業チーフ)

#### (1) ACE の取組み

特定非営利活動法人 ACE (以下「ACE」といいます) は 1997 年に設立され、子どもの権利、特に児童労働問題に取り組んでいます。

児童労働 (15 歳未満の就労・18 歳未満の危険有害労働) に従事している子どもは世界の子どもの 10 人に 1 人、1 億 5200 万人です。

SDGs の目標の一つとして、2025 年までにあらゆる形態の児童労働を終わらせることが掲げられています。

#### (2) 児童労働とビジネスと人権

日本政府は、国連ビジネスと人権に関する指導原則実施のための国家行動計画として、「ビジネスと人権に関する行動計画 (2020-2025)」を公表しました。その中の横断的事項として、子どもの権利の保護・促進が掲げられています。

また、SDGs アクションプラン 2020 には、児童労働の撤廃に向けた取組が掲げられています。

さらに、G20 サミットが、日本で開催された際、その成果文書として G20 大阪首脳宣言が発表され、そのなかに「児童労働撤廃」が盛り込まれました。その際、ACE は、Civil20 のメンバーとして、児童労働、強制労働、人身取引、現代的奴隷の撤廃などに関する提言を行いました。ACE では、スマイル・ガーナ・プロジェクトと称し、カカオ生産や生活の向上、地域の安定を通じて、子どもの教育や権利を守ることを目的とする活動を行っています。

具体的には、カカオ生産地において子どもを児童労働から保護、学校環境を改善、貧困家庭の収入向上、コミュニティの能力開発を行っています。また、児童労働のない国の制度づくりのためにガーナ政府を支援しています。さらに、児童労働のないチョコレートの生産と消費を推進し、企業の売上の一部から ACE にご寄付をいただくというシステムを構築し、コミュニティでのプロジェクト実施のための資金調達から、カカオのサプライチェーン改善、「児童労働のない」チョコレートの市場拡大を目指しています。

このような活動を通じ、カカオ産業の児童労働撤廃に向けたコレクティブ・インパクトによる様々な効果、例えば、①ガーナ国内における児童労働フリーゾーン・ガイドラインの完成・施工、②JICA によるサブスティナル・カカオ・プラットフォーム設立、③有楽製菓・不二製油・江崎グリコによる

児童労働撤廃・カカオ調達・人権に関するコミットメントや方針の発表といった効果が生じています。

### (3) 新型コロナウイルスと児童労働のリスク

新型コロナウイルス感染症の影響により、世界的な社会的・経済的危機が生じ、貧困状態の子どもが3億8600万人（2019年）から、さらに4200～6600万人増える可能性があります。

貧困が1パーセント増加すると、児童労働が少なくとも0.7%増加すると試算されています。

過去20年間減少し続けていた児童労働が初めて増加するリスクに直面しています。

このような新型コロナウイルス感染の影響が拡大する中での対応策として、短期的には、影響を調べる簡易調査、漸弱な人々への現金給付や生計手段の提供等が実施されており、また、中期的な対策として、家計収入向上プログラムが考えられます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大による児童労働への影響は日本でも見られます。日本の定時制高校でアンケートを採ったところ、採用が取り消された、コロナが落ち着くまで休んでほしいと言われたといった回答がみられました。

そもそも、日本の高校就学年齢の子どものうち23万1110人もの子どもが労働に従事しています。沖縄のアルバイト状況を見ると、高校生の約35パーセントがアルバイトに従事した経験を有しています。そのような高校生の中には、賃金が支払われない、深夜労働をさせられたといった回答もあります。

### (4) 児童労働撤廃へのアプローチ

ACEは、児童労働撤廃・予防のためのプロジェクトを実施し、家計の生計向上支援や教育環境の改善支援を行い、大人が働いて生計を立てられる社会を実現していきます。同時に、子どものための法整備、財源確保、政策・事業の実施のために国際社会・日本政府への政策を提言し、児童労働に加担しないビジネスや消費の浸透に向けて企業・消費者への啓発を引き続き行っていきます。

## 4 質疑応答

最後に質疑応答が行われ、

- ・イタリアや韓国の社会的企業や社会的協同組合に対する評価
- ・ソーシャルビジネスとして社会課題に取り組む場合、国の施策として実施するときと比較しての利点は何か

- ・ 諸外国と比べて日本のソーシャルインパクト投資の規模が低い理由について、以上で議論したほかに課題としてどのようなものが考えられるか
- ・ 家族のため、と進んで労働につくことを求める児童もいると思われるが、そのような児童や家庭にはどのようにアプローチできるか
- ・ 移動制限されている中社会的課題にどのように取り組まれているのかなどが議論されました。

以上